

第三者の視点からの「仕分け」

金属労協政策局長／浅井 茂利

前号でもご紹介のとおり、金属労協では従来より、国や地方公共団体の実施している「事業・事業一つひとつに関して、本当に必要かどうか、国が行うべきか、地方公共団体が行うべきか、民間委託すべきか、民間に任せべきかを網羅的に精査する「仕分け」を行うことを主張してきました。

鳩山政権発足により、国の事務・事業については、行政刷新会議の場で本格的に仕分けが行われていくことになりました。仕分けは国の事務・事業をやめることだけを目的としたものではないが、仕分けによって財源を捻出しなくては、民主党

がマニフェストで打ち出した政策も、継続的に実施することができません。

政府の行っている事業は、直接に関係している者でない限り、民間人にはわかりにくく、関係者や専門家の議論に委ねてしまいがちです。素人だからとか、どうせ役人にはかなわないとか、そうした意識に陥りがちであることは否定できません。しかしながら、仕分けにおいて重要なのは、対象となる事務・事業の直接の関係者でない第三者の立場から、客観的に精査するということです。また前号で記述したとおり、「仕分け」作業の利点は、ある事務・事業が必要か

どうか、第三者でも30分で判断できるようになる、ということにあります。行政刷新会議の応援としてわれわれは、民間産業・ものづくり産業に働く者の視点から、積極的な発言を行っていくことが重要と言えます。

金属労協ではこれまで、単に仕分けの実施を主張するだけでなく、個別の事業について公開資料に基づいて検討し、各府省に対し疑問点をぶつけてきました。今号ではそうした中で、とくに森林保険特別会計を中心としてご紹介をすることとします。

「仕分け」の第一歩は、政府の事務・事業の「見える化」

率直に言って、政府の予算書を見ただけでは、どんな事業をやっているのか、門外漢にはわかりません。その年の重点となるような政策については説明がありますが、そうでないものについては、ほとんど事業名が記載されているだけに等しいからです。従来から継続していて、見直しが行われていないような事業にこそムダがあるわけで、そうした事業を掘り起こしていくことが、仕分けの主要な役割になります。

こうした点で、特別会計については、塩川財務大臣(当時)の「母屋ではおかゆ食って、辛抱しよう」とけちけち節約しておるのに、離れ座敷で子供がすぎ焼き食っておる」との批判を踏まえ、財務省主計局が「特別会計のはなし」という、わかりやすい冊子を作成しており、中身がある程度は理解することができ

ます。

ちなみに、民主党では政権獲得後の本格的な仕分けの先行演習として、2009年4～6月に2,767事業の事業概要説明書を各府省に提出させ、このうち87事業について仕分けを行いました。提出された事業概要説明書は、未記入の部分も多く、不十分なものでしたが、こうしたものが毎年公表されるようになれば、政府が何をやっているのか、「見える化」がなされることとなります。

森林保険と人件費

平成20年版の「特別会計のなし」では、特別会計に従事する職員数、人件費、退職給付引当金が掲載されていましたが、金属労協では、まず職員1人あたりの金額を算出してみることになりました。そうすると、森林保険特別会計の1人あたり人件費が年5,714万円、そして国有林野事業特別会計の1人あたり退職給付引当金が4,823万円、食料安定供給特別会計が同じく3,088万

円、貿易再保険特別会計が2,932万円と、他の特別会計に比べ、大変な高額になっていることがわかりました。

このうち1人あたり退職給付引当金については、農水省から、現役職員の退職給付引当金だけでなく、1959年10月前の恩給期間に関する国家公務員共済年金に対する追加費用も含まれているためである、との説明がありました。確かに各府省が策定している「特別会計財務書類」を見ると、食料安定供給特別会計では、現役職員の退職手当に関する引当金が94億円(2007年度末)なのに対し、恩給期間に関する追加費用は718億円に達しています。貿易再保険特別会計も、現役職員の分が3・3億円なのに対し、恩給期間に関する追加費用は6・5億円です。追加費用が最も重いであろう国有林野事業特別会計では、なぜかこの金額が掲載されていませんが、とりあえず、現役職員1人あたりで計算してしまつと、異常な数字になつてしまつ理由がわかりました。

恩給期間に関する追加費用に

ついては、小泉政権下で見直しの方針が打ち出されていましたが、結局実現しませんでした。恩給はいわば全額事業主負担の年金ですから、こうした状況になつているものと思われませんが、鳩山内閣における公的年金の一元化において、改めて考え方を整理する必要があるものと思われ

れます。

森林保険特別会計における1人あたり人件費の高さについては、農水省から、7名という職員数は本省だけで、実際にはこの他に都道府県職員77名が従事

しており、総額4億円の人件費には、その分も含まれているという説明がありました。数字の根拠は理解できましたが、それならば、職員数を84名と数えなければ整合性がとれないと思いますが、そうなつていません。

2005年9月20日に行われた財政制度等審議会の特別会計小委員会におけるヒアリングでは、農水省は「森林国営保険は、7名の特会職員で運営」しており、「独立行政法人化にはメリツトが少なく、組織の肥大化及び経費の増大を招くおそれがある」

と主張しています。7名の職員で運営しているというのは、正確な表現であると思いますが、いずれにしても、こうした主張との整合性をとるためには、「特別会計のなし」でも、7名と記載することが必要だったのではないかと推測されます。

また、市町村や森林組合、森林組合連合会に窓口事務を委任していますが、こうしたところでの工数についても、本来は職員数に反映させるべきではないかと思われ

ます。

なお、2009年6月に発表された最新の平成21年版「特別会計のなし」では、各特別会計ごとの職員数、人件費は掲載されていません。金属労協の取り組みが、かえつて情報を閉ざす方向に作用した可能性がありますが、重要な情報が掲載されなくなつたことは、きわめて残念です。

民主党が各府省に提出させた事業概要説明書では、事業ごとに職員数、人件費を記載することになっていますが、実際には空欄が多くなつています。金属労協では内閣府に対し、内閣府



の提出した事業概要説明書では一切記入されていないことについて、見解を求めました。一人の職員が様々な仕事に従事しており、職員数を算出するのが難しいという回答でしたが、官庁では工数管理が行われていないということを示すものも考えざるをえません。仕分けによつて、国が行うべきでないもの、

地方や民間に委ねた方がよいものについて、廃止や移管するとともに、国が引き続き実施していく事業についても、ムダどり、カイゼンを行っていかなくてはなりません。そうした中では、工数管理に基づく要員配置が不可欠であることは言うまでもありません。

森林保険特別会計の事務経費

こうした過程で、森林保険特別会計について農水省とやりとりをしましたが、そうした中で、森林保険の経費の負担が、民間の損害保険に比べて重いとすることが浮き彫りになってきました。

森林保険(森林国営保険)とは、民間の森林所有者などから保険料を集め、国が保険者となつて森林の火災や風水害などによる損害を補償する保険です。2007年度決算によれば、保険料収入が26億円なのに対し、経費が13億円に達しています。金属労協とのやりとりの際、農水省は、経費は全体の3割であり、過大であるとは思っていない、との見解を示しました。しかしながら、一般的に損害保険のコストの大小は、保険料に占める経費の割合で表示しますので、そうすると、森林保険は13億円÷26億円で50%ということになります。民間の損害保険会社の経費の比率は平均で35.1%(2008年度)ですから、森林保険の50%は大変重い負担であるといえます。

経費の負担が重いからこそ、民間ではなく国営でやっているのだとか、民間の損害保険に比べて桁違いに規模が小さいので、経費の比率が高くなっているのは当たり前、という見方もできます。しかしながらそれでも集めた保険料の半分が経費ということについては、合理的な説明が必要なものと思われま

す。農水省としては、国費は使っておらず、保険料収入で賄っているのだからいいだろう、という姿勢ですが、保険加入者の立場になって考えれば、不利な保険のように見えます。実際、民有林の加入率は、面積ベースで14.7%にすぎませんし、2007年度の契約保有率は、4年前に比べて面積ベースで16%、

件数ベースで24%も減少しています。ちなみに2009年度予算では、森林保険勧誘手法調査委託費として、保険勧誘手法の調査・分析に300万円、勧誘手法検討委員会の設置・運営等に500万円、森林保険推進体制整備事業委託費として、中央検討会の開催等推進体制の整備に600万円、率先的加入促進の実施に1,600万円、加入推進員等要請研修の実施等に600万円が計上されていますが、効果のほどが注目されるどころです。

そもそも強制加入でない保険、加入率14.7%の保険を、国が実施する必要があるのかという問題があります。本常に重要な保険ならば、国が実施しているために経費がかさみ、その結果として、加入が進まないということがもしあるとすれば、それこそ本末転倒となります。先述の2005年9月のヒアリングにおいて農水省は、「民間の損害保険会社の意見を踏まえれば、自然災害を対象とする森林保険を民間の損害保険会社が行うことは困難である」と主張していま

す。件数ベースで24%も減少しています。ちなみに2009年度予算では、森林保険勧誘手法調査委託費として、保険勧誘手法の調査・分析に300万円、勧誘手法検討委員会の設置・運営等に500万円、森林保険推進体制整備事業委託費として、中央検討会の開催等推進体制の整備に600万円、率先的加入促進の実施に1,600万円、加入推進員等要請研修の実施等に600万円が計上されていますが、効果のほどが注目されるどころです。

すが、森林保険よりもっと大きな被害が発生する危険性のあ
る地震保険は、民間の損害保険会
社が引き受け、国の特別会計で
再保険を行っています。森林保
険でも、同様な仕組みでできな
い理由がよくわかりません。ま
た、森林保険単体で加入を呼び
かけるよりも、森林の経営者な
らば、毎年必ず加入するであろ
う自動車保険と一緒に手続きが
できた方が、加入率は高まるか
もしれません。

行政改革推進法に基づく検討
において、森林保険特別会計に
ついては、

＊独立行政法人に移管すると
もに、政府による再保険を措
置する。

＊農業共済再保険特別会計と漁
船再保険及び漁業共済保険特別
会計を統合した特別会計に森林
保険の再保険勘定を設ける。
とされています。地震保険のよ

うに民営であれば、国営の再保
険というのは理解できないこと
はありませんが、独立行政法人
とはいえ、国営の保険に国営の
再保険というのは、屋上屋のよ
うに見えます。現状の森林保険
特別会計には、通常の予測を超
える損害が発生した場合の支払
い能力確保のため、148億円
(2009年度末の予定)の積立

金が存在しています。これは、
過去最大の保険金支払いだっ
た2006年の40億円の3・7
年分、そして過去8年分の支払
い実績に相当するものです。こ
れを原資として、再保険勘定を
設けることになるのでしょうか、
だとすれば、保険そのものを民
営化、あるいは民間委託するこ
とについても、検討できるので

はないでしょうか。
鳩山内閣では、行政刷新会議
の場で事務・事業の仕分けが行
われていきます。特別会計につ
いても当然、メスが入ること
になります。金属労協では、仕分
けを実施する際には、次のよう
な要件が重要であると主張して
います。

仕分けの実施にあたって重要な要件

- 事務・事業の必要性や、誰が実施すべきかについて、「そもそも」から検討する。
- 「仕分け」作業は、公開とする。
- 「仕分け」作業を行う者(評価者)には、国会議員、学識経験者、労働組合・経営者・NPO/NGOなどを含め、幅広く人材を求める。
- 事務・事業の「仕分け」は、対象となる事務・事業の直接の関係者でない者の観点から、客観的に実施される必要がある。従って、当該府省の担当者や関連業界の者、それらのOBは、あくまでも現状を説明し、意見を述べる立場に止め、評価には加わらない。
- 「仕分け」は、ゼロベースから出発し、必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するようにしていく。

資料出所：金属労協 2009年政策・制度要求重点取り組み項目